

5指第271号
令和5年2月24日

(一社)京都府建設業協会長様

京都府建設交通部長



技能労働者への適切な賃金水準の確保及び令和5年3月から適用する
公共工事設計労務単価の適用と特例措置の実施について

平素より、京都府の建設交通行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

今般、国土交通省不動産・建設産業局長から「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（令和5年2月14日付け国不入企第41号）の要請があり、京都府建設交通部においても同様の措置を引き続き講じ、下請業者を含む適切な賃金水準の確保を促し、法定福利費の適切な支払いと社会保険等への加入徹底等、技能労働者の待遇改善を図ることとしておりますのでお知らせします。

貴団体におかれては、傘下の会員企業に対し、必要な措置を講じることにより、引き続き、適切な賃金水準の確保を促し、技能労働者の待遇改善を図るよう、改めて周知をお願いします。

また、令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）の適用と特例措置の実施については、下記のとおり取り扱いますので留意願います。

記

1 新労務単価の早期適用について

新労務単価については、令和5年3月15日以降に入札公告又は入札通知する工事及び除草等業務委託等の積算から適用します。ただし、令和5年3月15日以前に入札公告又は入札通知するものについても新労務単価を適用できるものとします。

なお、やむを得ず改定前の単価を用いて積算した工事等を入札公告又は入札通知する場合は、改定前の単価を用いている旨を入札情報公開システムに明記します。

2 特例措置の実施について

新労務単価の適用に伴い、以下の特例措置を実施します。

なお、インフレスライド条項の適用については、別途お知らせします。

- ・令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置（別添1）
- ・小修繕工事、道路除雪作業委託等における令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置（別添2）

担当	指導検査課 指導係
電話	075-414-5219

令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について

令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）の決定に伴い、以下のとおり特例措置を実施する。

1 特例措置の内容

新労務単価の決定に伴い、2に定める工事等の受注者は、発注者に対し、工事請負契約書第55条及び除草等委託契約書第26条の規定に基づく請負代金額の変更に係る協議を請求することができる。

2 対象工事等

令和5年3月1日以降に契約を行う工事及び除草等業務委託等のうち、予定価格の積算を新労務単価の適用以前の労務単価をもって行っているもの。

なお、落札決定通知後の工事等にあっては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能であることを説明したうえで、契約を締結するものとする。また、契約締結後の工事等にあっては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能であることを説明するものとする。

3 変更に係る協議請求等

本特例措置に基づく請負代金額の変更に係る受注者からの協議の請求期限については、原則として当初契約締結後14日以内とする。

なお、受注者からの当該協議請求受理後は速やかに決定通知を行い、原則本年度内に変更契約を締結するものとする。

4 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次的方式により算出する。

変更後の請負代金額＝(新労務単価及び当初契約時点の材料単価による積算に係る予定価格)
×当初契約時点の落札率

ただし、「当初契約時点の材料単価」とは、当初契約締結日における最新の材料単価とする。

5 入札手続中の案件における入札参加者への周知

入札手続中の案件については、入札参加者に対し、契約締結後、4に基づく請負代金額での変更を行うことができる旨、入札情報公開システムに明記する。

(記載例)

本工事は、改定前の労務単価及び材料単価を用いて積算しており、契約締結後、令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価及び当初契約時点の材料単価に基づき請負代金額の変更協議を行うことができる。

6 ホームページ公表等

請負代金額の変更に係る協議により、変更契約することとなった工事等については、技能労働者への適切な賃金水準を確保するため、受注者に対し、下請業者との請負代金額の見直しや技能労働者への賃金水準等の引き上げ等について要請するとともに、工事名及び受注者名等を府のホームページで公表する。

小修繕工事、道路除雪作業委託等における令和5年3月から適用する 公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について

契約中の小修繕工事、道路除雪作業委託及び排水ポンプ車運転等業務委託等において、令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）の決定に伴い、以下のとおり特例措置を実施する。

1 特例措置の内容

新労務単価の決定に伴い、受注者は発注者に対し、小修繕工事請負契約書第10条、道路除雪作業委託契約書第24条及び排水ポンプ車運転等業務委託契約書第4条の規定に基づく契約単価の変更に係る協議を請求することができる。

2 変更に係る協議請求等

受注者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明したうえで、請求の有無を速やかに確認すること。

また、受注者からの当該協議請求受理後は速やかに決定通知を行い、変更契約を締結するものとする。

3 契約単価の変更

変更後の契約単価については、次的方式により算出する。

変更後の契約単価＝(新労務単価及び新労務単価適用時点の材料単価による積算に係る予定価格)

×当初契約時点の落札率

なお、令和5年3月1日以降に現場着手する作業に対して、変更後の契約単価を適用する。